

平成30年6月12日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号炉 指摘事項に対する回答一覧表
(監視測定設備)

No.	分類	項目	審査 会合日	回答
1	指摘 事項	モニタリングポストの間隙をプルームが通過した場合または、高所からプルームが放出した場合における当該事象の検知性を示すこと。	H27.4.2	<p>風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して、モニタリングポスト配置位置並びに可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所での放射線量率の感度を求めた。評価結果は、風下方向の数値に対して、最低でもそれぞれ1.4×10^{-2}、2.2×10^{-1}程度の感度を有しており、プルームの放出方位によらず、放射線量率の測定は可能である。</p> <p>また、プルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置するモニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <p>(資料1-2-6にて本日回答)</p>
2	指摘 事項	重大事故等発生時のモニタリングポストの配置に関し、放射性物質の放出角度の網羅性を整理し必要に応じて配置位置を見直すこと。	H27.4.2	<p>指摘事項 No.1 に対する回答に示すとおり、間隙をプルームが通過した場合などにおいても、モニタリングポストは当該事象を検知可能であり、配置位置は問題ないとする。</p> <p>(資料1-2-6にて本日回答)</p>

No.	分類	項目	審査 会合日	回答
3	指摘 事項	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策(検出器のポリ袋等による養生)に関して、作業員の被ばくおよび重大事故等が発生している状況等を想定した上で、バランスの取れた対策を検討すること。	H27.4.2	<p>モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段において、汚染予防対策として「重大事故等により放射性物質の放出が想定される場合、重大事故等の発生から放射性物質の放出までの間に検出器をポリ袋等で養生する」こととしていたが、作業員の被ばくリスクを考慮して、「放射性物質の放出後にモニタリングポストの検出器に常時取り付けられている検出器保護カバーを交換する」という汚染除去対策へ見直すこととした。</p> <p>(資料1-2-6にて本日回答)</p>